

デモクラシーとは？ 矢部貞治

311.8
Y11
4④

禁
複
写



* 0004240000 *

0004240-000

311.8-Y11-4ウ

“デモクラシー”とは？

矢部貞治・著

日本放送出版協会

昭和21

ABB



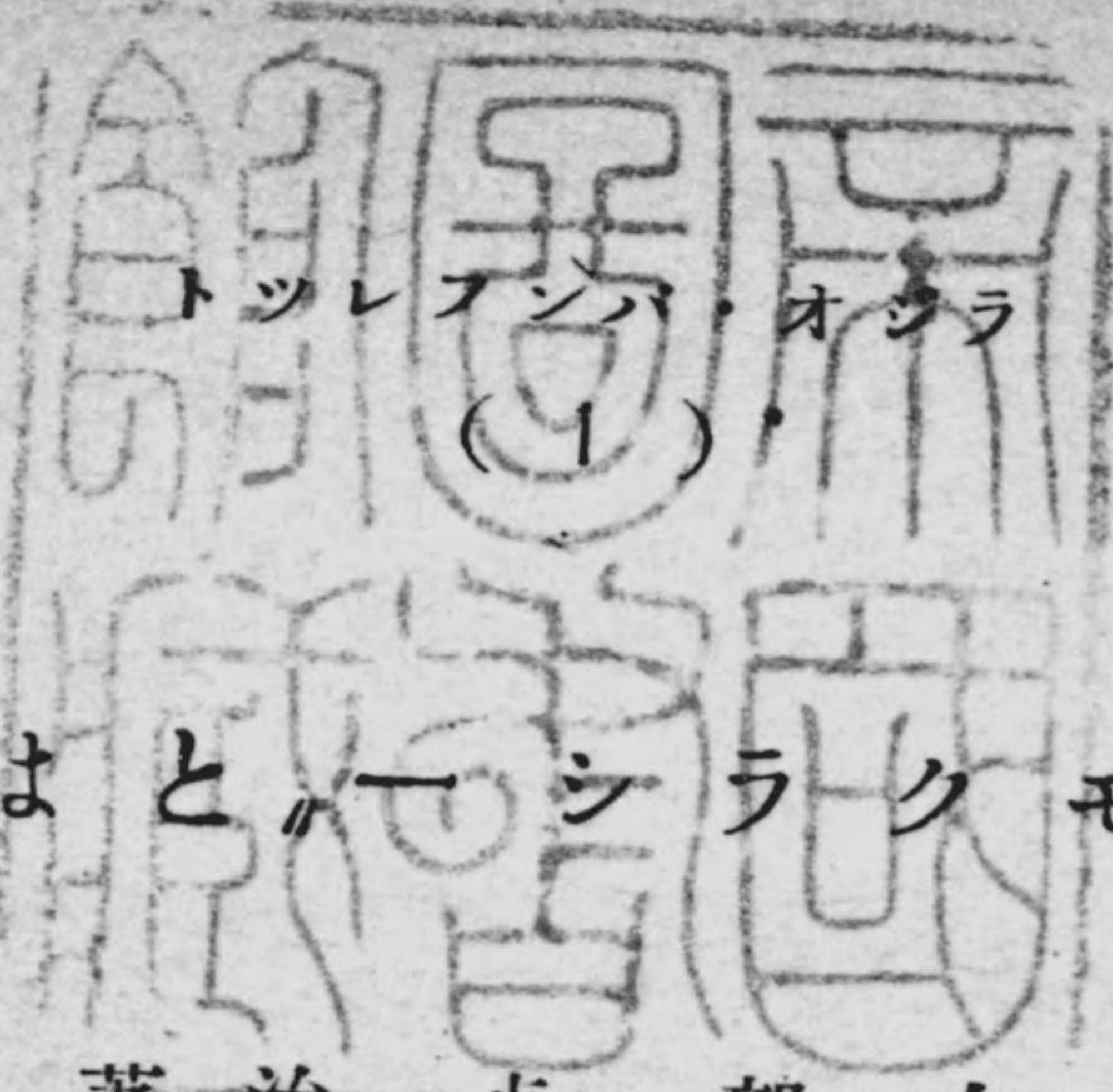
38
?はとーシラクモデ
治貞部矢



1

トツレフンパ オジ

311.8
Y11
4



？はとハークラクモデ

著 治 貞 部 矢

民主主義政治の發足に際して――

特に歴史的な新國會建設の總選舉を前にして――

全國民が是非とも正確に諒得しなければならぬことは「デモクラシー」の本體である。これほど一般に膾炙されながら、しかもこれほど一般に理解されてゐない課題はない。

矢部教授のこの平易明快な一文を全國の教育家諸氏ならびに廣く有權者諸氏に贈る所以である。

昭和二十年十二月

發行者しるす

行發會協版出送放本日

「ラジオ・パンフレット」の刊行について
「ラジオ・パンフレット」は、現下の放送講演・講座・座談會等の中から、その放送が、今日の國民知識として特に必要な、又貴重な内容を包蔵してをり、且つ異常の深い感銘を聴取者に與へたと信ぜられるものを選び、これに更にその放送者の増補加筆を乞ひて、隨時出版する不定期刊行物である。尙放送から出版への時間的距離を最短限度に縮めることは、又此のパンフレットの一つの大きな特色としておもう。

「デモクラシー」とは？

矢部 貞治

(ことわり)

本稿は、昭和二十年十月二十二日、二十三日、二十四日の三回に互り、學校放送「教師の時間」に放送した草稿に、多少の筆を加へたものである。

＊序言

デモクラシーについて、ごく一般的に解説を申上げるに當り、努めて客觀的に説明するつもりであります。デモクラシーのことは、政治學上の根本問題の一つであつて、多く異論のある問題であります。時には私自身の論斷を申さねばならぬ點のあることを、御諒承願ひます。

デモクラシーは、我國では一般に、民主主義とか民主政治とか譯されてゐますが、「民主」といふ言

葉は「人民主權」といふことを聯想させ、いかにも「君主」と絶対に相容れないもののやうな感じを伴ふ恐れがあり、従つて天皇統治とも矛盾するやうに思はれる恐れがありますので、我國に健全なデモクラシーの思想を取入れることに努力せられましたところの、元東京帝國大學總長故小野塚喜平次博士は、明治四十一年頃から寧ろ「衆民政」といふ譯語を擇ばれ、又元東京帝國大學教授故吉野作造博士は、大正五年頃に「民本主義」といふ譯語を採るやうに、唱へられたのであります。

兩博士とも我國に健全な立憲政治を發達させることを一生の念願とせられ、それがために色々の迫害も受けられたのであります。兩先生とも、デモクラシーは、必ずしも天皇統治と絶対に相容れないものではなく、現實の政治制度としてのデモクラシーは、君主主權とか人民主權とかいふやうな、憲法上の主權論とは必ずしも關係なしに、實現出来るものと考へられたのであります。

實際のところ、現實の政治は、非常に複雑な社會的心理的過程を持つ問題なのであつて、君主主權を唱へてゐる國でも、實際の支配者が、實は一部の特權階級や、軍閥や、官僚であつたり、また逆に人民主權を唱へてゐる國でも、ほんとうの支配者は、一部の財閥や黨派のボスであつたりするといふ實例は、いくらもあることなのであります。現實政治の過程は、決して憲法上の主權論で簡単に律せられ得るものではなく、憲法の規定だけを見て、その國の實際の政治の在り方を理解するといふわけには、參らぬのであります。この意味で政治上の一つの制度としてのデモクラシーは、法律學上の

主權論と拘りなく考へることが出来るのであります。

しかし一般に我國で、デモクラシーが、民主主義とか民主政治とか譯されてゐる以上、別に強いてほかの譯語を用ひなくてもよろしいとも言へるのであります。民主政治とか民主主義とかいふ場合にも、必ずしもそれが「人民主權」といふことと結合してゐるものと、考へないことが大切であります。

尙ここでデモクラシーに關する文獻のことを一言致しますと、外國語の文獻は、正しく汗牛充棟もただならぬほど多くあるのであります。我國では、直接にデモクラシーのことを取扱つた書物は、ごく少いのであります。

世界各國のデモクラシー運營の實狀を、極めて博い實證的研究により、最も公正な評價を以て論じた書物は、ブライス卿の「近代民主政治」(James Bryce, Modern Democracies. 1921)とS&Sの、同じ著者がすつと以前に、アメリカの政治について書いた「アメリカ共和國」(James Bryce, The American Commonwealth. 1888)といふ書物とともに、古典的な名著であります。この「近代民主政治」が出版されたとき、「ブライス卿の近世衆民政」と題し、逸早く極めて周到な紹介を、國家學會雜誌で試みられたのが小野塚博士で、その後それは同博士の「現代政治の諸研究」(大正十五年)の中に收められて居ります。ブライスのこの書物は、後に松山武氏に依り全譯が企てられて居ります(ブ

ライス、「近世民主政治」岩波文庫。

吉野博士が、デモクラシーの思想を、我國に導入せられた歴史的な論文は、「憲政の本義を説いて其有終の美を濟すの途を論ず」(中央公論、大正五年一月)といふのでありますが、同博士が、我國の實際政治に對し、主として中央公論に據つて連續的に論評を加へられた多くの論文は、デモクラシーの理論を體系的に述べられたものではありませんが、我國の具體的なあらゆる政治問題をとらへて、瘁い所に手の届くやうに教へられた寶玉の如き諸文章で、我國政治の民主化について、これほど實際に有益な文章は、現在でもさう多くはありません。これらは後に同博士の多くの評論集——例へば、「現代政治講話」(大正十五年)、「古き政治の新しき觀方」(昭和二年)、「日本無産政黨論」(昭和四年)、「現代憲政の運用」(昭和五年)、「現代政局の展望」(昭和五年)等——に收められて居ります。

尙デモクラシー思想の發達を論じたものとしては、元京都帝國大學教授故森口繁治博士の「近世民主政治論」(大正九年)があり、デモクラシーを政治制度として考察したものは、私の論文「制度としての衆民政」(國家學會雜誌、昭和三年三月)があり、又デモクラシーの本質について我國で最も包括的な論文としては、私の「現代獨逸に於ける衆民政諸論——衆民政本質の諸問題」(國家學會雜誌、昭和六年十月、十二月、昭和七年二月)があります。又理論的に非常に鋭い文獻では、ケルゼンの「民主主義の本質と價值」(Hans Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie. 2 Aufl.)

1929)といふのがあつて、西島芳二氏が「民主政治と獨裁政治」(昭和七年)と題して譯されて居ります。

これらのほか政治學や公法學の書物や論文で、デモクラシーに論及してあるものは無數にありますし、又例へば、議會、政黨、選舉、多數決、代表などの問題を論じたものも、直ちにデモクラシーと關聯するのでありますが、あまり煩瑣でありますから、これらについては申上げません。

二、デモクラシーの意味

デモクラシーとは何であるかといふ點につきましては、古來無數の説明があり、正に各人各説とも言ふべく、明かに一定した説明といふものはない有様であります。されば、例へばブラウンといふ人は、「絶對に異つた十箇の理想を抱く所の絶對に異つた十人の人間が、皆自分はデモクラシーを欲する、自分の政策は民主主義的だ、と言ふことも出来る」と述べてゐる(I. J. C. Brown, The Meaning of Democracy. 1920)し、又ウェルスの如きは、「デモクラシー」といふ言葉は、何物をも意味するか又は何物をも意味しなす」とさへ述べてゐる(H. G. Wells, Democracy under Revision. 1927)のであります。しかしこのやうな説明の混亂は、デモクラシーそのものの定義と、デモクラシーの理想や理念と、それからデモクラシーが健全圓滑に運用されるための種々の條件とを、ことごとくデモクラシ

1の名で説く所から生ずるのであります。固よりこれらのことが全體として考へられねばならぬのはありますけれども、意味の混亂を避けるためには、これらの角度を一應區別して申上げる必要があると考へます。

そこで先づデモクラシーの定義を申しますなら、私は要するにそれは、國民一般が普通平等の参政権を認められて政治に參與し、政治が民意に基いて運営せられるやうに組織された政治制度だと説明して、大した誤りはないと考へます。

普通平等参政権といふのは、参政権の資格として、男女の性別や、年齢や、人種や、財産や、階級や、教育程度や、信仰や、職業などによる差別や制限を、なるたけ無くすることを意味するのであります。しかし政治に參與するためには、何と言つても一定の能力が前提となるのでありますし、又諸種の理由で参政権を認めない方がよいと考へられる者もあるのであつて、例へば未成年者とか、禁治産者とか、破産者とか、一定の住所のない浮浪人とか、特定の犯罪人とか、或は又現役中の軍人とか、特定の官吏とかで、参政権を制限されることのあるのは、免れないのであります。

参政権といふのは、普通には主として、國會や地方議會の議員、自治體の役員などを對象とする、選舉權と被選舉權を言ひますが、選舉の對象となる地位については、共和國では大統領又はそれに類する國家の首長の地位が最も大切であり、又共和國でも共和國でなくても、知事とか、或種の官吏、

又は裁判官などの地位が對象となることも含まれます。

このやうな選舉權や被選舉權の範圍や制限は、國に依つて色々に異なるのであります。それをどこまでがデモクラシーで、どこからはデモクラシーでないといふ風に、明確に境界線を引くことは出来ません。例へば現在でもフランスその他のラテン系の國では、婦人に参政権を認めない所があります。しかしフランスが民主國だといふことを疑ふ者は、一般にありません。又イギリスでも、ベルギーでも、オランダでも、スウェーデンでも、みな君主がおりますけれども、これらの國は皆民主國と認められてゐるのであります。即ちデモクラシーと言つても、色々の形態と段階があるのであります。併し少くとも婦人を含めての普通平等選舉權が認められ、政治の運営が民意に依つてなされることとが、デモクラシーの要求であります。

言ふまでもなく、この場合ただ單に形式的に選舉權が與へられてゐるといふだけでは不充分で、その選舉權が、ほんとうに自由に公正に行使されるための條件が、具はつてゐることが不可缺であります。即ち言論、集會、結社、運動などの自由が保障され、官權の干渉や、金權による獨占や買収などは、排除せられるのでなければなりません。又選舉で萬事終つたといふことではなく、選舉で表明された國民の意思が政治の上に實現せられ、選舉後も、國民の輿論が不斷に政治の上に有効に反映するのでなければ、政治が民意に基いて運営せられるとは言へないのであります。

例へば今までの我國のやうに、形式上は一定の參政権が認められ、言論、集會、結社、選動などの自由は、諸種の法令や社會の實狀に依つて著しく束縛せられる。選挙は概ね官權の干渉と金權による買収で左右せられ、又選挙で國民の選出された多數黨が、それに必ずしも政權が委ねられるのではなく、民意とは何の關係もない軍人や官僚に組閣の大命が降り、政府は必ずしも議會の信任乃至不信任に基いて進退せず、又華族や勅選議員で構成された、即ち國民から選ばれたのではない者で出来てゐる所の貴族院が、國民の代表者として選ばれてゐる所の衆議院と、對等又は對等以上の權限と實力を持ち、政治の運営上も、國民の輿論などは無力で、軍部だとか、官僚だとか、樞密院だとかが、強い力を持つてゐるといふやうな状態では、要するに政治は民意に依つて行はれるのではないので、形式的に一定の參政権は認められても、このやうなのは決してデモクラシーとは言へないのであります。

國民の參政権がその實質を持つ爲には、眞に自由に選挙が行はれ、そこで多數を得た政黨に政權が委ねられ、政治上の指導的地位につく者は、原則として選挙又は議會の道を通つて現はれ、政府の行ふ政策やその進退は、選挙又は議會を通じて表明される民意に沿つてなされるといふ原則が、確立されることを必要とするのであります。現實の政治組織や制度は、後にも申すやうに、色々の複雑な考慮を要しますので、直接に民意に依つて選ばれたものではないやうな國家機關も、必ずしも無用

だといふわけには行きませんが、併し少くとも、そのやうな民意に立脚しない國家機關は、結局に於て民意の上に成立してゐる國家機關に對して從屬的な地位を與へられるべきで、そのやうな機關が、民意の上に立つ機關に對して優越し、政治の進路を決定したり、或は阻止したりする權限や實力を持つなら、それは決してデモクラシーではないのであります。

✕、デモクラシーの理念

以上でデモクラシーとは何かといふことを、簡単に説明したのでありますが、このやうな政治制度としてのデモクラシーは、過去の歴史に於て、高い人間の理念によつて戦ひ取られ、發達せしめられて來たものでありますし、又このやうな政治制度が、健全圓滑に運用せられ、眞によくその理念を實現し得るためには、實に多くの精神的、教育的、社會的、經濟的な前提條件を、缺くことが出來ないのであります。

（デモクラシーの理念としては、自由、平等、博愛、人權などが多く言はれるのでありますが、最高の理念は要するに、凡ての人間人格の尊重とその保護育成といふことであります。自由そのもの、平等そのものが、何らか絶対的なデモクラシーの理念ではなく、萬人の人格の保護尊重のため役立つ限りの、自由であり平等であります。

凡人の人格の保護尊重のため役立つ限りの、自由であり平等であります。

凡そ人間の人格は、富んだ者と貧しい者とを問はず、美しい者と醜い者とに拘りなく、ひとしく尊重せられねばならず、人間の人格は、それ自體が目的であつて、決して何ものの道具でもないといふ近代の精神が、デモクラシーの根本的な考へ方でありませう。そこで基本的な人間の権利、即ち信仰の自由とか、所有とか、生命の安全とか、壓制に對する反抗とかの諸権利が保障せられ、先づ各人の人格の自由が確立せられることを要求するのでありますが、自分の人格を大切にされることは、やがて凡てのほかの人格をも尊敬することを意味し、そこで凡ての人々が、お互に尊敬し合ひ、信頼し合つて、そこに自治と、連帶と、協同の生活を實現し、みんなで責任を負ひ、人間による人間の支配や搾取を無くするといふことが、デモクラシーの最高の理想であります。

近代のデモクラシーは、中世の封建時代から近代初期の専制時代にかけて、長い間支配されてゐた神祕主義、専制主義、権力主義、秘密主義などに對抗して、右に申したやうな理念によつて戦ひ取られて來たもので、イギリス、アメリカ、フランスの三大政治革命は、そのやうな歴史の記念塔でありませう。文化的思想的には、これらの前に現れた文藝復興と宗教改革といふ二つの文化革命を忘れてはなりません。フランス革命に於ての有名な「人權宣言」は、デモクラシーの理念を表明した歴史上不朽の記録であります。この「人權宣言」の中には、それに先立つアメリカの「獨立宣言」や、更にそれより先に制定せられたアメリカ諸州の憲法に現はれた理念が、流れ込んでゐることも忘れてはな

りませぬ。そしてこのやうな文化革命や政治革命の背景に、大きく流れてゐた思潮は、一言にすれば、自然法思想乃至社會契約説であつたのであります。

デモクラシーの思想は、それが封建主義や専制主義に對抗して主張せられた關係上、自由とか、人權とか、解放とかいふことが前面に現はれてゐますが、しかしデモクラシーそのものの本質は、むしろ強い團體主義にあります。何となれば、人間人格の完成も、人權の保障も、國家社會の秩序の中でのみ可能のことで、個人個人がめいめい勝手放題に振舞ふ無政府の社會では、問題にならぬからであります。デモクラシーは、強い人間だけの権利ではなく、凡ての人間の権利を尊重するのであります。弱肉強食の無政府主義は、寧ろデモクラシーの最も強く排斥する所であります。

その意味でデモクラシーは、單なる個人の自由主義ではなく、自由な個人の連帶と協同による秩序ある團體生活を考へるのであります。秩序ある團體生活をば、凡ての自由な個人の平等の参加に依り、萬人の意思と責任とを以て形成し運営しようといふのであります。自由な個人と秩序ある團體生活との完全な調和こそ、デモクラシーの理想であります。この意味で、デモクラシーの「自由」は、いはゆる「國家からの自由」ではなく、寧ろ「國家内での自由」又は「國家權力への參與」といふ意味の自由であります。

このことは、デモクラシー思想の最高の代表者でありますところの、ルッソーの思想に最もよく現

れて居ります。有名な「民約論」(J. J. Rousseau, Du Contrat social. 1762)——これには市村、森口
兩博士の共譯もあり、又平林初之輔氏の譯(岩波文庫)もあります——でルッソーの打立てた「一般
意思」の原理は、誤りのない絶對的な國家意思を説くもので、その前には信仰の自由すらも認めら
れてゐないのであります。即ちルッソーは斷じて個人の絶對的自由權を説くものではありません。た
だこのやうな絶對萬能の國家意思が、凡ての自由平等な個人の參與によつて形成されるのでありま
す。ルッソーは、個人の自由權を説くのではなく、一體的な國民意思の優位を説くのであり、特殊利
益の保障ではなく、公共利益の優位を説くのであり、「國家からの自由」ではなく、「國家への參與」の
自由を説くのであり、成文法規を絶對視する法治主義を説くのではなく、動的な國民の一般意思を以
て最高の法と見るのであります。これは古代ギリシアの都市國家の、全市民の共同體の理念を承けつ
いだものであります。

即ちデモクラシーは、封建的專制的な勢力に對しては、先づ個人の自由、人格の解放、人權の尊重
を強く主張しますが、それだけではデモクラシーではないのであつて、デモクラシーが政治制度とし
て成立するのは、代表や、選舉や、多數決で表明される國民の公論又は輿論に依つて、事を定めると
いふことに依つてであります。一度公論が定まつたなら、たとへ自分は異つた考へを持つてゐる者
も、潔くそれに従はねばなりません。そこが單なる個人自由主義と異なる所であります。若しもあくま

で自分の考へが正しく、公論が誤つてゐると信するなら、その人は改めて人々を説得して、新しい公
論を導き出す努力をすべきであります。それでこそ眞にデモクラシーに合する態度となるのであつ
て、自ら獨り高しとして公論を輕蔑し、獨善や傍觀の態度をとるといふのは、決して民主主義的な態
度とは言へないのであります。

デモクラシーの理念を、或は自由にあるとし、或は平等にあるとし、或は個人主義だとし、或は國
體主義だとし、むづかしい論議が生ずるのでありますが、私に言はせれば、デモクラシーは、これ
らのどの理念だけでもないので、凡てこれらの理念をその中に包含し、寧ろ自由な個人と秩序ある國
體生活との完全な調和を理想とするのであります。國民が平等の機會を以て自分で自分を治めること
を、考へるのだと言つてもよろしいのであります。そして凡てのことが、凡ての人間人格の保護と完
成といふ最高の理想に、志向せられてゐるのであります。

デモクラシーの特質は、自分の抱いてゐる理想や目的を、一切の武力、權力、暴力、腕力による強
制や脅迫を以てではなく、條理による説得を以て、同意と協力に依つてのみ、實現するといふことに
あります。説得による同意と協力で目的を實現しようとするなら、人を説得し、同意と協力を得るに
値するやうな、客觀的な條理と道義に立脚しなければなりません。その意味でデモクラシーの理念
は、當然に道義國家、條理國家の理念であり、武力や暴力を用ひないといふ點では又、當然に平和國

家の理念でもあるのであり、そして同時にそれが眞に科學の基礎でもあるのであります。何故なら、「力が正義」なのではなく、「正義こそ力である」といふ考へ方、そして凡そ客觀的な條理の前には、自分の恣意や欲望や野心を進んで克服するといふ態度こそ、デモクラシーの態度であり、同時にそれこそ又科學の精神なのであるからであります。デモクラシーの理念と科學的精神とは、このやうにして深く結ばれてゐるのであります。

四、デモクラシーの前提

右に述べたやうな理念に依つて、初めに説いたやうな政治制度としてのデモクラシーが實現されたのでありますから、デモクラシーの制度が健全に圓滑に運営せられるための前提要件は、おのづから明かになるのであります。

即ち何よりも、凡ての人間人格の尊重と相互の信頼といふ精神が、社會、經濟、教育、家庭などの凡ての生活及び制度の中に、浸透してゐるといふことが必要であります。デモクラシーは、一應は政治上の問題として考へられるとしても、その政治に參與するものは凡ての國民なのであり、政治制度は、それを運用する人間に依つてのみ、その眞價を發揮し得るのでありますから、國民生活の凡ての領域にデモクラシーの理念が行き互つてゐなければ、デモクラシーの制度も決してその意味を發揚で

きないのであります。

しかし次いでは、ただ單に凡ての人間人格が尊敬されるといふだけではなく、デモクラシーがよく運営せられるためには、そのやうにして基本的人權を尊重せられた凡ての人々が、責任ある自律的人格を養ひ、その上で自覺のある責任感と道義感を以て、社會共同生活に参加し、自發的に公共の責任を擔ふといふ性格が、國民に涵養せられてあることを不可缺と致します。

デモクラシーのためには、凡ゆる封建的な特權主義や、派閥的な割據主義や、家族的利己主義を克服して、廣い社會的自治と、連帶と、協同の精神に立つことが肝要であります。それがためには、先づ個人個人が水準の高い道義と知識を持ち、自分の見識を高く持ちながら、廣く社會的協同に参加し、公共の問題に對して進んで自分の責任を果すことを必要とするのであります。その意味で、先に申した如く、獨善や、傍觀や、孤高の態度がデモクラシーと相容れないことは勿論、凡そ不寛容、偏狹、偏見、無暴な支配慾、盲目的な黨派心、派閥根性も、社會的な無知、無關心、無責任の態度も、デモクラシーと相容れないのであります。

このやうな前提が國民に具はることと相俟つて、既に述べた言論、集會、結社、運動などの自由が意味を持つのであります。道義の低い、無知、無自覺、無責任の國民に自由を認めても、自由の價値は決して發揚せられず、却つて混亂と、墮落と、無秩序をもたらすのみであります。凡て自由は、

知識と道德の水準の高い責任感と結合して、初めてその意味を發揮するのであります。既に申したやうに、デモクラシーの特質は、凡ゆる生活の領域で、公然と條理によつて説得し合ひ、公正な批判と論争の中から、萬機を公論に決するにあります。このやうな習風が成立してゐるといふことが、デモクラシーの前提であります。それがうまく行くためには、國民の一人一人が自分で物を考へ、正しい主張と正しくない主張とを判別する能力を具へてゐることが、どうしても必要であります。無自覺的、無批判的に、他人の意見に盲従したり、縁故や情實で動かされたり、世間の風潮に附和雷同したり、無責任な人間に煽動されたりするやうでは、公論政治は決してうまく行はれないのであります。要するに、デモクラシーが健全に運営されるためには、國民一般が、高い知識と道德の水準に立つ、自覺ある政治國民たることを、必要とするのであります。このやうに考へて來ると、ルッソーが言つてゐるやうに、デモクラシーの理念が完全に實現されるためには、凡ての人が神に近いほどの知識と道德を具へねばならぬ、とも言ひ得るのであります。公民教育の絶大な重要性がここにあるのであります。

デモクラシーの前提要件として論すべきことは多いのでありますが、是非とも強調して置かねばならないことは、凡ての國民が、教養ある人間たるに値する自主的生活を享受し、生活のために自己を金力や権力に身賣りする必要がないといふ、社會的經濟的條件が必須だといふことでもあります。この

前提を重視する人々は、デモクラシーのうまく行はれるための根本要件が、社會主義にあると主張するのであります。それがいはゆる「社會民主主義」の主張であります。それを社會主義と言ふか否かは別として、少くとも貧富の溝が大きく、階級の對立が激しく、一方で巨大な獨占企業や財閥が支配して居るのに、他方では國民の多數が飢餓に瀕し、朝から夜まで生活に追はれて、新聞雜誌を讀む暇も、ラジオや講演を聽く暇も、物を考へるいとまも、人々と政治や公共問題について意見を交換する暇もなく、要するに教養のある人間としての生活環境を缺いてゐるといふやうな社會には、デモクラシーは決して健全に行はれないのであります。

五、人民による政治

以上簡単にデモクラシーの意味と、その理念と、その精神的社會的な前提とについて、申したのであります。初めに述べた如くデモクラシーについての説が、多岐に混亂して居りますのは、これらのことを、悉くごつちやにして論ずる所から生ずるものが多いのであります。固よりデモクラシーは、その制度と、その理念と、その前提とが一體となつて、初めてその完全な姿をとるのではあります。したが、これらのことは一應別にして、順序よく理解しなければ、混亂を免れないのであります。デモクラシーの名で、或者は制度のことを言つて居り、或者は理念を問題にして居り、或者は前提要件を

論じてゐるといふのでは、いつまで行つてもまとまらないのであります。

リンコーンがデモクラシーを定義して、「人民の、人民のための、人民による政治」と説いたのは、最も完全なデモクラシーの説明と言つてもよいのであります。ただここで注意すべきは、單に「人民のため」の政治といふだけでは、デモクラシーとして不充分だといふことであります。若し「人民のため」に政治を行つた者又は行ふと稱した者が民主主義者であるなら、例へば自らを「國民の第一の下僕」だと稱し、人民の幸福が即ち自分の幸福だと言つたフリードリッヒ大王の如きも、代表的な民主主義者だと言はねばなりません。その他「公共の福利が最高の原理」といふ考へに立つてゐた專制的警察國家も、概ね民主主義國家だと言はねばならぬこととなります。或時期に、ヒットラーやムッソリーニが、ナチスやファツシズムを「眞實のデモクラシー」だと自稱したのも、同じやうな考へからであつたと思はれます。

しかしデモクラシーがデモクラシーたる所以は、矢張り先づ「人民による政治」であることに依つてであります。何が「人民のため」であるかを、人民自らの意思で決めるといふことが肝腎なので、民意に基かない権力者が勝手に「人民のため」だと考へた政治を行つても、それは決してデモクラシーとはならないのであります。デモクラシーの本義は、先づ「人民による政治」たることであり、それに依つて初めて「人民の政治」となり、「人民のための政治」となる所にあるのであります。

六、デモクラシーに對する批判

デモクラシーは、歴史上決してただ支持せられ賞讃せられて來たものではなく、寧ろ凡ゆる批判と嘲笑を浴びながら、發展して來たものであります。既にギリシアの哲人アリストテレスは、最高の支配権が多數者にある正常の國家形態をポリイアと稱し、それが墮落したものがデモクラシーだと言つて、デモクラシーを初めから墮落した政治として取扱つてゐるのであります。

英、米、佛の三大革命に際しても、多くの激しい批判と非難が加へられたのであります。十九世紀後半の英國の有力な學者や評論家の中にも、痛烈にデモクラシーを誹謗した者が多いのであります。特に前大戰後に獨裁政治が流行したとき、「デモクラシーの危機、苦悶、終焉」といふことが、殆ど通り言葉となつた感があり、ヒットラーやムッソリーニなどの言説は、デモクラシーに對する罵倒の言葉で充ちてゐたのであります。

これらの批判や非難を一々申すことは省きますが、大別して見れば、デモクラシーの理念に對するものと、その實績に對するものがあり、前者は、例へば人民主權とか、契約説とか、自由とか、平等とか、普通平等參政權とか、多數決などの理念乃至原理について批判し、後者は、デモクラシーが制度として政治上、文化上、經濟上になし得た實績を、批判したものであります。すべて、批判が歸

着する所は、要するにデモクラシーは、理論的にも實際的にも、多數者の横暴、衆 政治となつて、高貴なもの、優れたもの、正しいもの、善いもの、美しいものを無視又は破壊し、無能と混亂と無秩序に陥り易いといふことであります。それは凡ての専制主義者、全體主義者、軍國主義者などに通ずる論調であります。同時に注目すべきは、頑固な個人自由主義者も、屢々同じ批判をデモクラシーに加へてゐる點であります。

率直に申しますと、嘗つてデモクラシーを主張した側にも、誤つた論理や行き過ぎの主張が多く、又デモクラシーが實際上腐敗墮落し、混亂と無能を曝露し、多數者の横暴に陥つたことが、しばしばあるのであります。右のやうな激しい批判も、あなたがち無理でない所もあります。既に述べた如く、デモクラシーが健全に運用せられるためには、國民の高い知徳の水準と、餘裕のある正しい社會的經濟的な前提が必要なのであつて、これらの條件の缺けてゐる所に、デモクラシーを實施しても、うまく行かないのであります。でありますから、デモクラシーについての反省と批判は、必ずしもこれに反對する者だけの仕事ではなく、却つてデモクラシーを支持する者の側から、爲されるし、又爲されねばならないのであります。

七、制度評量の態度

このやうに、デモクラシーに對する批判は、昔から今に至るまで、極めて多いのであります。それに對して賛否を決める場合、最も注意しなければならぬことは、凡そ人間の社會に於ける制度といふものの性質を、よく理解する必要があるといふことであります。凡ての制度は、決して完全なものではないのであります。それはこの世の人間が決して完全なものではなく、決して理想と理性だけで行動するものでもなく、多くの複雑な矛盾する性情を含む不完全な存在であることの反映であります。初めは如何に美しい理想に依つて制度が考へられても、苟もそれが現實の制度となつた時には、その美しい理想がそのままに制度の中に具現せられることは出來ず、極めて複雑且矛盾した現實的諸要素との妥協となるのであります。従つて一二の純粹理念を以て、この複雑な現實制度を批判することは正しくないでありますし、又恰も機械が如何に良くとも、これを動かす力は外から與へられるのと同じく、如何に制度自身は良くとも、これを運営する人間が愚劣であり、その社會的基盤が間違つて居れば、制度は結局その價値を發揮し得ないのであります。

制度の本質を説くには極めて六ヶしい議論を必要とするのであります。要するにここで私の申したいのは、制度を批判するには、その複雑性と不完全性を考へて、決して性急であつてはならず、よくその目的と、それがもたらすであらう結果を考へ、公平に他の制度と比較衡量し、時と所と人との條件を考慮し、過去の經驗と將來の發展を想ひ、豊かな心で、彈力的比較的な立場で、なされねば

なぬといふことでもあります。一二の純粹理念を形式論理的に推し進めて見たり、結果を無視して理窟だけで考へたり、又は偶然の事例や目前の實績だけを見て、性急偏頗に獨斷したりすることは、制度を評價する正しい態度ではないのであります。

とりわけ、凡そ人間の不完全性に基く缺陷は、如何なる人間の制度にも伴ふといふことを、忘れてはならないのであります。従つて又そのやうな缺陷を考へて、それを防止するための考慮を加へることも、現實の制度には大切であつて、形式論理だけでは割り切れないものがあるのであります。嘗つてモハメットは、アレキサンドリアにあつたギリシア文獻の圖書館を「若しこの圖書館の中にある書物が、コーランと同じことを書いたものなら、それは無用だし、若しコーランと異つたことを書いたものなら、それは有害だ」といふ理窟を言つて、焼いてしまつたのであります。フランス革命のとき、アベ・シエスといふ人がこれと同じ論理で、「若し上院が下院と同じやうに考へるなら、それは無用だし、若し下院に反對するなら、それは有害だ」として、一院制度を主張したことがあります。かういふ單純な考へ方で、制度を考へることは極めて危険であります。それはフランス革命で、民衆が「平等」をはき違へて偉大な化學者ラボルジエを殺したとき、「共和國には化學者は不用だ」と言つたことや、ミルが、人間は良心と理性で行動するのだから、投票は人の見てゐる前で公然とすべきだと主張したことなどと、同じ誤りを犯してゐるものであります。何れも人間社會の複雑さと、制度の不

完全性を、忘れた議論であります。

要するに、人間社會の制度は、完全か不完全か、善いか悪いか、といふ風に比較さるべきではなく、常に寧ろ「より良いもの」と「より悪いもの」、弊害のより多いものとより少いもの、といふ風に比較さるべからぬのであります。ブライスが言ふやうに、ただ缺點があるといふだけでは問題にならぬので、「もつと良いものは何か」といふことこそ、制度を評量する最後の決定點であります。

八、民主政治と専制政治との比較

このやうな見地で言へば、デモクラシーを評價するに、ただそれに多くの缺點があるといふだけでは足りないで、その價值は、デモクラシーに對立する他の政治制度と比較して初めて判るのであります。政治形態の分類については色々の議論がありますが、結局は民主政治と専制政治とに分れるので、一は既に申す如く、一般國民が政治に參與し、政治が民意に依つて運営されるものであり、他は政治が一人、少數人、特定階級、又は特定の黨に依つて獨占せられ、その他の國民は權力の對象として政治の埒外にあるものであります。このやうな二つの形態の間に數多くの中間段階があり、又同じくデモクラシーと言つても、更にその具體的な形態には、共和政治もあれば立憲君主政治もあり、代議政治もあれば直接民主政治もあり、英國その他歐洲諸國に通常見られる様な議院内閣制もあれば、

米國初め米洲諸國一般に見られる如き大統領制もあり、又專制政治の中にも、帝政とか、貴族政治とか、獨裁政治とか、開明專制政治とか呼ばれる色々の種類があるのであり、もつと細かい點ではいづれも更に様々に異なるのでありますが、併し政治形態の型は、結局デモクラシーと專制政治の二つに分ち得るのであります。この際忘れてならぬことは、既に申しした如く、かかる政治形態の分類は憲法上の主權の所在とは必ずしも拘りないといふことでもあります。

そこでこのやうに分けられた專制政治とデモクラシーとが、各々その中に包含してゐる所の一般的特色を比べて見ますに、專制政治の特色は、政權が一部の者に獨占せられ、そのほかの一般國民は、政治參與者ではなく、權力の對象とされ、分化對立する諸々の主張と利益をば、公けの過程に於て統合するのではなくして、寧ろ權力を以て抑壓するに在ります。專制權力者は必ずしも暴政者だと言ふのではなく、優れた支配者である場合もありますが、それが優れた支配者たるか暴虐のそれであるかは、偶然に依つて定まるのであつて、支配者の出現が毫も民意に依つて定まるのでもなく、何ら合理的な制度で保障せられてゐるのでもない所に、專制政治の特色があります。而もこのやうにして現はれた專制者は、特權的存在であり、その行動は祕密であり、國民の批判を超越し、即ち又責任をとらず、出来る限りその地位を固定化しようとするものであります。そこには改革や進歩や新陳代謝のため、合理的な扉口は開かれてないのであります。

これに對しデモクラシーの特色は、一般國民が單なる權力の對象ではなく、政治への主體的參與者であり、公共責任の共同の擔ひ手であり、社會内の分化對立せる主張と利益は、公けの過程に於て公然たる討議論争に依り統合せられる所にあります。ここでは政權を擔ふ者は民意に沿うて選出せられ、公けに行動し、批判を受け、責任を明かにし、國民の信任を失へば交替するのであります。ここでは政權の擔ひ手を選ぶことを含めて政治全般が、國民の共同責任でありますから、國民が欲しさへすれば、改革と進歩と新陳代謝のための平和手段による扉口は、いつでも開かれてゐるのがその特色であります。

以上はデモクラシーと專制政治との制度的特質の比較であります。これらはいづれも制度の方式でありますから、この兩者が行ふ政策内容の優劣といふ點から言へば、常に必ずどちらが優れてゐるとも斷定出来ません。兩者とも優れた政策もあればさうでないものもあり得るのであります。併しこの兩者の制度的特質に伴ふ社會的教育的效果、乃至その國民の心情に及ぼす影響といふ點から見れば、明らかにデモクラシーに利があると言はねばなりません。何となれば、上に述べたやうな專制政治の下では、權力の對象に過ぎぬ國民は隱忍、盲従、陰險、不満、乃至面従腹背の心情を増はれ、自發性や、能動性や、責任感や、道義感や、相互信頼や、社會的協同心は養はれる餘地がないのであります。自發性や、能動性や、責任感や、道義感や、相互信頼や、社會的協同心は養はれる餘地がないのであります。自發性や、能動性や、責任感

と、道義感と、相互信頼と、社會的協同心とは、そもそも不可缺の前提なので、これらがなければ初めからデモクラシーは不可能だからであります。そして何よりも専制政治では、それが明かに誤つた政治を行つてゐることが判つてゐても、専制者自身が反省しない限り、流血革命か陰謀にでも依らないでは、それを轉換せしめることは出来ないのがあります。デモクラシーは政治の革新と改善と進歩のための平和的な扉口を、いつでも意公論の前に開いてゐるからであります。

若し凡ての人間人格の尊嚴と萬人の向上發展の機會とを保障することが、凡そ制度の理想でありませぬ、このやうなデモクラシーと専制政治との何れが正しいかは、論議の餘地がないことと申すべきであります。専制政治での政治的權威は、超越的外來的であり、形式的固定的であり、上から降下し外から強制せられるに反し、デモクラシーでのそれは、内在的自發的であり、彈力的進歩的であり、下から総合せられ内から發するのでありますが、凡そ權威に對する眞實の服従は、外からの脅迫強制からは生れず、必ずや自發的な悦服に依つてのみ生れるので、人間人格の完成はかかる自律的意志に依つてのみ可能だといふことが、デモクラシーの立場であります。誠に専制政治は人間に對する侮蔑と不信から生れ、デモクラシーは人間に對する信頼と尊敬から發するのであります。

その意味で既に申した如く、出來得る限り參政權の廣いのがデモクラシーの要求であります。たとへそれに依つて生れる政治上の結果は同じであつても、政治を我事と考へ、公共の問題を自己の責任と感じ、公共生活へ積極的に協力する者の範圍が、それだけ殖えるからであります。この場合一定の知識や道義の水準が前提ではありませんが、これらの知徳も却つて、公民として政治に參與しその責任を擔ふことに依つてこそ養はれるといふ半面のあることを、忘れてはならぬのであります。それが正にデモクラシーの教育的効果であります。

専制主義者は口を極めて、最善なる者が支配すべしと主張し、かかる最善者や正義を、愚昧な國民大衆の投票や多數決で決定せんとするのがデモクラシーだとして、デモクラシーを嘲笑し、「人民の政治」は斷じて「善い政治」ではないと言ふのでありますが、最善なる者と正義が支配すべしといふことは、デモクラシーこそ却つてその理想とする所であります。問題はこのやうな理想にあるのではなく、それではその最高の價值と正義とはそもそも具體的に何であるか、如何にして最善なる者を見出すか、といふ所にこそ正に現實の政治制度の問題があるのであります。専制政治では、ただそれを傳統と神祕の中に委ね、特定の人又は階級に特權を固着せしめ、凡ゆる批判と革新に扉を閉ぢ、そして偶然を恃んで英雄や哲人政治家の出現を期待するにほかならないのであります。このやうな専制政治が、最高の價值と正義を保障するといふ論據は、どこにもないのであります。

デモクラシーも亦、必ずしも最高の價值と指導者を常に保障するとは言へませんけれども、唯このやうな價值と指導者を求めることに、全國民が相携へて參與し、衆智を集めて改善と進歩を圖り、公

けの批判と條理による説得を以て、向上を志すわけでありませぬ。そしてそれに依つて、凡ての人間人格の向上發展といふ近代政治理念のための、より大きな機會を得ることを希望するのでありまして、その意味で結局は「人民の政治」こそ「善い政治」だと考へるのであります。

このやうな議論を突きつめて行きますと、結局は世界觀人生觀の差異になります。自分が絶對的な眞理と價値を擲んでゐると信ずる、いはゆる絶對主義に立つ人は、決して民主主義者ではあり得ませぬ。何故なら、絶對の眞理と價値に對しては、ただ服従することが要求されるのみで、他人の意見などを問題にする必要はないからであります。それが結局專制主義の考へ方でありませぬ。民主主義も、絶對的眞理や價値を目標としますが、しかしそのやうな境地が、この世の人間に直ちに到達できるものとは考へず、自分には自分の信念はあるが、しかし不完全な人間のことであるから、廣く他の人々の意見を聞き、それを尊重し、互に寛容と批判により切磋琢磨しながら、最高の眞理と價値に、みんなで一緒に近づかうといふのであります。そこに民主主義の相對主義と批判主義の意味があるのであります。

以上は、民主主義制度の特質と意味とを、專制政治のそれと比べて見たのであります。既に述べた如く、どんな制度も完全なものはなく、民主主義の理念はかうだと言つても、實際の運用に於てその理念の通りに行はれるわけでは、決してありません。實際には、腐敗も、墮落も、無能

も、過誤も、いくらもあるのであります。特に前にも申したやうに、民主主義が健全に行はれるためには、精神的にも社會的にも、色々の高い前提要件が必要であり、又時代と國情の差異に伴つて、民主主義の制度そのものも、不斷に改善され、條件に適合するやうに考へなほされねばならないのであります。

同じ民主主義でも、十八世紀の制度のまままで二十世紀の仕事は出来ませぬし、一國の制度を、事情の違ふ他の國にそのまま移して見ても、容易に成功しないのであります。特に注意しなければならぬのは、いはゆる「自由民主主義」の形態は、社會的經濟的にゆとりのある十八、九世紀の時代、又はアメリカやイギリスのやうな豊かな富と領土を背景にした國に於ては、うまく行きますけれども、現代のやうに、多かれ少かれゆとりのなくなつた時代に、とりわけ富も領土も貧しい國では、到底うまく行はれないといふことでもあります。現代の、特に國土資源の乏しい國では、どうしても「協同民主主義」の形態でなければならぬのであります。要するに民主主義も、時と所に應じて、不斷に反省と改新を要するのであります。

九、日本に於ける民主主義

上に述べたやうな民主主義を我國に實現致すには、何よりも參政権を擴充し、言論、集會、結

社、運動等の政治的諸自由を眞實のものとして議會政治を充實し、そしてその自由な選舉に依つて表明せられた國民の意思に基いて政府が組織せられ、政府の政策とその進退は、選舉乃至議會を通じて表明せられた民意に基いて行はれ、民意に立脚しない凡ての國家機關は、民意に立脚するそれに從屬するといふ原則が、確立せられることが必要であります。

それは最後の元老西園寺公の理想とせられた「憲政の常道」でもあり、又はゆる議院内閣制の形式なであります。その健全な發展を見ない中に、滿洲事變、五・一五事件以後の反動的潮流のため、抑壓せられて來たものであります。この憲政の常道を、更に根本的な制度的、精神的、社會的改革とともに、復興し完成することが、天皇の下にデモクラシーを實現する正しい方途であります。それがためには、憲法を初め、選舉制度、貴族院制度、議院制度、行政、官吏、警察の諸制度などに根本的な改革を要するものがあること勿論であります。更に社會、經濟、教育、家庭等の國民生活の全領域に、深い革新が行はれることが、一層大切であります。これらについて詳しく述べることは出來ませんが、ここでデモクラシーを我國に實現するための、精神的乃至社會的前提の二三の點について、述べたいのであります。

由來我國の傳統的理念におきましては、君と國と民とは同じ生命の根元から生れた一體の結合關係にあり、義は君臣なれど情は父子であり、國民は歴代の天皇から「大御寶」として慈しまれ、齊しく

萬民翼賛の擔ひ手として、日本國家構造に於ける基本的價值なのであります。この萬民翼賛の理念は、萬人が政治に參與し、公共責任の共同の擔ひ手となるといふデモクラシーの理念と、根本に於て異らないので、されば既に聖德太子の十七條憲法には、「それ事をば獨斷すべからず必ず衆とともに宜しく論ふべし」とあり、又五ヶ條の御誓文に「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」とある所以であります。天皇政治は、その意味で、寧ろデモクラシーの理念を多分に含んでゐるのであります。

既に憲法に於て、大權の行使は、憲法の條規に従ひ、臣僚の輔翼によつて、なされることが明かにされてゐるのであり、この現實の政治運営を、更に民主的に、民意に基いてなされることに改められても、それは少しも、天皇統治と矛盾するものではありません。政治運営の方式がどうでありましても、日本國民の信仰の歸一點として、日本社會の安定の中心點として、天皇の御地位は不動であります。既にも申す如く、政治は形式論理の問題ではなく、政治に於て「合理的」といふことは、人間の複雑性や、不完全性や、國民の情操や信仰や傳統を、豊かに含めての合理性でなければならぬのであります。先に述べたアベ・シエス流の考へでは、必ず失敗するのであります。諸外國に於て、永い歴史の間君主と人民とが對立抗争し、主權の所在について争つた場合に生れた、鬭争概念としての「人民主權」論を、歴史上天皇と國民との間に、このやうな對立や鬭争を経験したことのない日本に、適用することは、正しいとは言へません。しかし以上述べて來ましたやうな、制度としてのデモクラ

シーは、寧ろ一君萬民の國體の理念に適合するのであります。

然るに永い歴史の間、この一君と萬民との間に介在して、現實に政權を行使して來たものは、權門、閥族、武家、將軍、藩閥、軍部、官僚などでありまして、これらの政治は、正に既に述べたやうな専制政治に他ならなかつたのであります。その爲永い我國の歴史に於て、國民は常に權力の對象に過ぎず、主體的能動的に政治に參與し、自發的に公共責任を擔ふものとして取扱はれたことなく、いはゆる「依らしむべし知らしむべからず」といふ鐵則で統御せられ、國民の側から何らかの運動を起し、何らか主張し要求するなどといふことは、最も強權的彈壓に値する不逞のことと見られて來たのであります。その結果永い間我國の間には、自發性も能動性も、高い責任感も道義感も涵養される餘地なく、盲従と、隱忍と、面從腹背の性格が養はれ、その時々々の政權に對しては、公然と反對はしないが、同時に決して積極的に協力もしないといふやうな、一種の虚脱状態が培養されたのであります。誠に國民を信頼しない専制政治家に、國民が信頼を寄せる筈はないのであります。軍部や官僚の特權意識や、官尊民卑や、官僚の獨善や、高壓的な官僚統制主義などの弊害も、このやうな國民の性格と相表裏したものであります。今度の戦争に於て、國民が眞に自發的にその總力を發揮することなく敗れ去つた根本原因の一つは、ここに在ります。

そこで我國民をデモクラシーに適合せしめるためには、何よりも先づ永い專制的封建的傳統の中で培はれた、上述する如き性格から脱却せしめ、高い知識と道義を養ひ、廣い社會的な自治と連帶と協同に立つて、自發的能動的に、公共責任を擔ひ得るものとするのが、根本的に重要な課題であります。それがためには近代の本質的理想でありました所の、凡ゆる人間人格の尊嚴、それがための基本的人權の尊重といふ精神が、凡ての生活領域に浸透し、それに依つて責任ある自律的人格と個性を育成することが根本であります。明治維新に依つて表面上の制度文物は近代化せられたかも知れませんが、近代のこの根本要素は脆弱であつたために、今に至るまで、國民が封建的性格から脱却しないのであります。

我國民が封建時代から傳承する顯著な性格は、多く縦の關係に於ける一身的忠誠關係で、即ち主君と家來、親分と兒分、親と子といふやうな結合關係でありまして、そのやうな意味の忠君愛國思想や、親分兒分の仁義や、家庭道徳は、驚くべく強いのであります。それに引換へ横の關係に於ける、社會的連帶と協同に立つ責任ある社會公共の道義は、殆ど忘れられてゐるのであります。このやうな縦の關係に於ける一身的忠誠關係は、正しく本質的に封建道徳の特質なのであります。それは概して狭い派閥性を伴ひ、一度び第三者に對する關係に及ぶと、道義も仁義もない抗争性を帯びる傾向を持つのであります。即ち自己の國家主義は強烈であるが、他國家との關係になると、極めて偏狹で道義性を缺き、自己の派閥内では無反省無批判的に附和雷同するが、外に對しては些細な異を立

てて諍議と抗争を事とし、自分の家族内では誠に没我的な親和や盲愛が見られても、他人に對しては冷淡で不親切だといふ風にであります。それが今まで我國に見られた軍國的專制的な國家主義となり、封建的な割據主義、派閥主義となり、そして又家族的利己主義となるのであります。我國に根強い官廳の割據主義も、軍部内の派閥も、陸海軍の不一致も、職域の派閥性も、政黨黨派の黨同伐異も、さては又藩閥も、學閥も、閥門閥も、派閥的人事も、その他あらゆるセクショナリズムも、悉くこの封建的性格の表現にほかならぬのであります。

さればこのやうな國民に、總力戰の必要から、突如として「盛り上がる忠誠心」に基く總力の發揮を「命令」して見た所で、その不可能なことは明かであります。自律性も自發性もなく、社會的責任感も道義感もない、封建的な狭い派閥性に養はれた國民には、畢竟するに、廣い立場で積極的に總力を結集するといふことは出來ないのであります。その同じ性格が又、我國で遂に潑刺たる國民運動の展開を、不能ならしめた原因でもあります。何故なら、今申したやうな我國の傳統の中で、自然に發生する運動は、多く狭い派閥性を持ったものに過ぎず、そこでこれを舉國的な運動としようとして政府が指導すれば、直ぐに形式的な官製運動に墮し、多くの派閥の間に勢力均衡を圖らねばならぬために、結局吳越同舟の相互牽制組織にならざるを得ないからであります。そしてかういふ際に自ら「指導者」を氣取る者は氾濫しますけれども、翕然として萬人が悅服するやうな、幅の廣い眞の指導者は

現れないのであります。それも亦國民に廣い自發的な社會協同性がないからであります。我國に嘗つて政黨が一時勢力を得たことがあります。それは同時に政黨の弊害を最も露骨に示したのみであつたのも、矢張り根本に於て國民の封建的性格が清算されてなかつたからであります。今でも、町田系とか、中島系とか、鳩山派とか呼ばれるのは、多分に親分兒分の封建的性格の現れでもあります。

このやうな國民の性格を清算して、眞に民主的國民とするには、どうしても個人の人權を尊重し、責任のある自律的人を育成し、それに依つて專制的國家主義や、封建的派閥主義や、家族的利己主義を解消し、その上で天皇を中心とする廣い社會的な自治と連帶と協同の上に、國家的なものと同人的なものを綜合調和した、自覺的な國民の協同體を建設するほかはないのであります。

このやうに水準の高い國民の性格を培ふことに依つて、初めて參政權も、言論、集會、結社などの政治上の自由も生きて來るのであります。先にも述べたやうに、デモクラシーは、一切の武力、暴力による強制脅迫に依つてではなく、ただ説得と協力に依つてのみ事を行ふことであります。それがためには、公けの舞臺で公然と、條理に依つて批判し合ひ、説得し合ふことを必要とし、國民が金力や権力や暴力に屈せず、自己の良心と責任と判斷に依つて、條理に合する方に組するだけの能力を、持たねばならないのであります。それだけの見識と責任とを持ち得ない國民なら、決してデモクラシーに値しないのであります。

過去の我國に於ける、條理を超越した獨善的、神がかり的な觀念論や、神祕的な國體論や、明白な眞實を蔽ふやうな名目的な形式主義や、諸種の權力を背景にして押し付けられた、即ちそれも亦實は暴力にほかならぬ所の「思想」なるものは、今申したやうな氣風が、國民に確立されることに依つて、初めて一切清算せられ、天地の公道に基き、中外に悖らぬ所の、世界的日本の思想を生み出し得るのでありますし、又一切の專制的祕密政治を廢して、國民が白日の下に公然と政治を自己のものとなし得るのであります。そしてそのやうな雰圍氣こそ、科學や技術を世界的水準にまで高め得る唯一の前提なのであります。

以上に申じたやうな我國民性格の革新は、これ悉く教育の課題で、それは學校、社會、職場、家庭等の凡ゆる教育の場を通じて、國民の深い精神革命を要求しつつある所のものであります。それは誠に時と忍耐と撓まざる努力に依つてのみ、成就せられ得るものであります。併し私は、それとともに、我國民に眞實にデモクラシーの基礎を築く第一歩は、今直ちに解決しなければならぬ新日本社會の建設にあることを、力説しておきたいのであります。

由來我國に於て、國民が永く權力の對象として取扱はれ來つたことと、密接に結合してゐること、それが又我國政治の劣弱性の根本原因の一つであるのは、我國に見るべき社會政策がなかつたといふことであります。國民の衣食住に關する生活保障や、社會保險、職業問題、教育上の機會均等な

どの問題から、保健、衛生、醫療、結婚、育兒、體育、娛樂の問題に至るまで、國民生活上の廣汎な重要問題は、我國では殆ど眞剣な政治問題として取上げられたことがなかつたのであります。それが國民を、政治的にも社會的にも、貧しい無能力者たらしめた根本原因であります。併し今や戰禍により都市の大半は廢墟と化し、轉廢業や疎開によつて職業と人口は廣汎に異動し、軍隊及び軍需工業よりの復員乃至轉業の問題は、恐るべき失業問題を豫想せしめ、衣食住の窮乏とインフレーションの危険は、焦眉の解決を要請しつつあります。新日本社會の建設は、これらの深刻な難問題の解決と組織化から、始まらねばならぬのであります。

これらの問題は、見透しのある國土計畫、都市計畫、産業計畫を前提とし、社會問題と眞剣に取組み、國民生活の保障改善を重視し、勤勉素朴で而も科學的文化的な國民生活の様式を建設することに依つて、解決せられねばならぬのであります。このやうな新社會の建設に當つては、特に自發的な社會的及び職能的の自治を基礎とする協同生活體、乃至農村ならば「新しい村」とも言ふべき協同生活組織の育成が、根本とならねばならないのであります。このやうな協同生活體の建設は、狭い國土の中で八千萬の同胞が生きねばならぬといふ、冷嚴な現實の中で爲されねばならぬことで、それが今までのやうな官僚政治で出来る仕事でないことは、言ふまでもありませんが、又舊い自由主義や階級闘争で、達成され得ることでも斷じてないのであります。それはただ高い道義感と責任感に立つ自覺



した國民の、自治と、連帯と、自發的な協同に依つて、相倚り相助け、傷ついた心を勞り合ひ、乏しきを頷ち合ひながら、初めて出来る仕事なのであります。そしてその故に、このやうな協同生活體の組織化の中から、政治は即生活だとの自覺の上に、おのづからに盛り上つて来る政治的意欲こそ、自發的能動的な公共の責任と道義に裏付けられた、國民的政治力を生み出す唯一の正しい基盤となるのであります。

このやうな新日本の協同民主的社會が、地味ながら着々と建設されるのが、日本に眞のデモクラシーを實現するための根幹的基盤であります。それが爲されない限り、たとへどのやうな政黨が作られ、どのやうな綱領が發表され、どのやうに選舉法が改正され、どんな代議士や大臣が現れやうと、それらは畢竟表面的な現象に過ぎず、デモクラシーは未だ眞物とはならないのであります。誠に眞のデモクラシーに要請されるものは、決して華々しい宣傳やデモではなく、地味にして撓まざる眞面目な努力なのであります。

著者紹介 東京帝國大學政治學科卒業。現在東大法學部教授。主なる著書「歐洲政治原理講義案」(弘文堂)「最近日本外交史」(日本國際協會)

昭和二十年十二月三十一日印刷
昭和二十一年一月五日發行
初版發行部數五〇、〇〇〇部
「デモクラシー」とは？

●一冊二十錢

著者 矢部 貞治

東京都麹町區内幸町二ノ三
胃腸病院內

發行者 奥屋 熊郎

東京都下谷區上野山下町二
宮内 利平

印刷者

東京都下谷區上野山下町一
(電話 二二三七)

印刷所 鐵道弘濟會印刷所

東京都麹町區内幸町二ノ三
胃腸病院內

發行所 日本放送出版協會

配給元 日本出版配給統制株式會社
東京都神田區淡路町二ノ九

88



¥1.20

刊会協版出送放本日

973
345

